

令和7年12月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和7年12月5日(金)午後2時30分~午後3時10分
 2 場 所 四万十市役所 3階 303・304会議室
 西土佐総合支所 2階 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	13	池田 三郎
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	17	清水 優志
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	18	岡崎 誠
6	加用 雅啓	12	山本 官	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名		
2	武井 健治	5	宮地 秀之	7	宮地 浩
4	岡本 尚子	6	室津 平	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
15	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(3件)

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について(8件)

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和7年12月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号15番 伊勢脇 精藏委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、推進委員は、東 正世 委員、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号14番 芝 順子 委員、議席番号16番 土居 忠栄 委員にお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。なお、2番については篠田委員に係る案件ですので、先に1番と3番から6番の審議・採決を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、佐岡字下ヲソ川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴60年の88歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有していることです。申請地は居住地から約2分の距離となっております。現在、申請地には高さ1m位の草が生えている状況です。</p> <p>取得後は譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号3。土地の表示は、鍋島字竹ノ下 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴36年の67歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴8年の妻の2人となっております。農機具はトラクター1台、軽トラック1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有していることです。申請地は住所地から徒歩で約3分以内の距離となっております。</p>

現在、申請地には水稻を栽培しており、取得後は引き続き譲受人と妻が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号4。議案書は3ページになります。土地の表示は、板ノ川字上ノ谷 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴21年の74歳の方で、農作業への従事日数は年間330日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴21年の妻の2人となっております。農機具はコンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、粉碎機1台、トラクター1台を所有しているとのことです。申請地は住所地から車で約5分の距離となっております。

現在、申請地のうち、小袴は栗や季節野菜を、それ以外は水稻を栽培しており、取得後も引き続き譲受人と妻が水稻や季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号5。土地の表示は、具同字神ノ木 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の73歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴25年の妻の2人となっております。農機具はトラクター1台を所有し、田植機1台、コンバイン1台をリースする予定とのことです。申請地は住所地から車で約5分の距離となっております。

現在、申請地は休耕地で草が生い茂っております。取得後は草を刈り畑とし、譲受人と妻が「ブッシュカン等」を植えていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号6。土地の表示は、西土佐江川崎字平迫 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の71歳の方で、農作業へ労働力は、譲受人と従業員の二人であり、従事日数は年間160日となっております。農機具は、トラクターを所有しているとのことです。申請地までは、5kmほどの距離となっております。

現在、申請地はゆずを栽培しており、取得後は譲受人および従業員が引き続き、ゆずを栽培していくことで周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 (蕨岡甲・東山地区担当)	議席番号10番東山地区谷崎です。11月26日電話で譲受人への聞き取りを行いました。また27日に申請地の状況確認を行いました。申請地は全体に草が茂っている状態で耕作はしておりません。譲渡人は自分の仕事が忙しく、16m ² と面積が小さく、効率の悪い土地のためか荒らしていたので、譲受人が隣の田んぼを耕作しているので、今回取得して耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	12月30日に現地を確認しました。今言わされたとおりです。特に問題はないと思います。3条の許可については適当であると思います。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」3番についてお願いします。
●5番 井上委員 (下田地区担当)	11月26日譲渡人及び譲受人に電話で内容の確認をしました。今回の贈与される土地は長年譲受人が耕作しているところです。熱心にきれいに作っているのを確認しています。譲受人と譲渡人の関係はいとこ関係であるということで、譲渡人はちょっと離れたところに住んでおりますので、自分は経費もかかるし作る見込みがないということで、長年作ってくれている譲受人に贈与し作ってほしいということでした。それを受けた譲受人も可能な限り耕作をしていくということで熱心できれいな仕事される方で、主に鍋島地区でハウスのショウガを作っておりますけれど、非常にいいものを作られる方で、本人の言うようにこのままきれいに作っていくものと思われます。そのようなことから今回の件は適当であると判断しております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本官委員」4番についてお願いします。
●12番 山本官委員 (後川地区担当)	11月28日現地確認を行いました。申請地の現況は小袴904番1は、栗が数本と季節野菜が栽培されていました。他は田んぼとしてきれいに管理されていました。申請地は

	譲受人とは別の方が小作として作っていた田んぼを小作契約を受けて地元の譲受人に売買する案件で、取得後も現況のとおり管理するということで、周辺農地に及ぼす影響はありません。譲受人は板ノ川地区の担い手として農地集積を行っておりますので、許可に問題はないと考えています。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	11月27日に譲受人と調査確認をいたしました。譲渡人は年齢に比して高齢化しているということで、これより先農業不可能との判断から所有権移転となったものでございます。譲受人は地元でも代表的農業者で、農業者の少ない現状のなか農地を引き受けていただいている状況と聞き及んでおります。農地法第3条の許可申請は妥当と考えます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」5番についてお願ひします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	11月27日にまず申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は田と畑となっていますが、雑草が生い茂って休耕地の状況でした。11月28日事務局に東古川池の場所を案内していただき現地確認を一緒に行いました。こちらも背丈ほどの雑草が生い茂っており、休耕地の状況でした。その後譲受人に電話で聞き取りの調査をしました。2か所とも休耕地の状況のため、承認後は草を刈り、重機で土地改良を行った後、柑橘類を植える予定とのことでした。その後東古川池に譲受人とともに現地確認を行いました。隣の土地も耕作放棄の状況ですので、境界の確認を一緒にして、今後の予定について許可後に売買が確定するのは春以降になると思う、それから草刈りと土地改良を行うため、実際に植樹するのは秋ごろになるだろうとのことでした。周辺の農地に対する影響はないと思われます。また、譲受人は現在所有している農地についても、水稻と季節野菜、果樹を耕作しているということで、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	譲受人の方は昔から知っている方で、特に問題がないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「桑原委員」6番についてお願ひします。
●4番 桑原委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	11月26日竹村推進委員、事務局と現場を確認いたしました。既に柚子畑の収穫に入っておりますし、譲渡人の方

	から依頼をされ、譲受人の方々がすでに収穫を行っている途中でした。また今後ともこのまま続けて耕作していくといことを確認いたしました。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	26日に桑原委員と事務局と現地を確認しました。ちょうど収穫作業中で同時に選定作業も併せてやっていたような作業の中お邪魔させていただきました。農地管理も綺麗に管理されてまして農作業も綺麗に整理されていました。その後も必ず管理していくこと確認してきましたので、問題ないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番と3番から6番について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の1番と3番から6番につきまして、原案のとおり許可することといたします。 続きまして、2番について審議、採決いたします。 なお、関係者ですので、篠田委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	続きまして番号2。土地の表示は、西土佐西ヶ方字長田以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴54年の72歳の方で、農作業へ労働力は、譲受人と配偶者の二人であり、従事日数は年間350日となっております。農機具は、トラクター、耕耘機、田植機、コンバインを所有しているとのことです。申請地までは、11kmほどの距離となっております。 現在、申請地は一部が休耕地となっており、取得後は譲受人および配偶者が水稻、米ナスや季節野菜（きゅうり

	等) を耕作していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「桑原委員」2番についてお願ひします。
●4番 桑原委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	11月26日竹村推進委員、事務局と現場確認をさせていただきました。当日は代理人の方とお話をさせていただきまして譲受人と内容についても間違いないということを確認させていただき譲受人は今後とも続けて耕作していくということを、後日ですが本人と確認させていただき、3条の許可申請については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	26日桑原委員、事務局、代理人と現地の方確認させてもらいまして、今桑原委員の方から詳しい説明がありまして、本人も耕作続けていく、以前にもやっていたような経過はあるようですので、問題ないとは思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	番号2についてですが、申請理由は贈与となっていますけれど譲渡人と譲受人の関係はどんな関係ですか。
●4番 桑原委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	譲受人の妹夫婦ですね。妹さんが譲渡人の家にお嫁に行かれまして、その旦那さんのお父さんが譲渡人になります。以上です。
議長（清水会長）	他にご意見、ご質問はございませんか
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請の2番につきまして、原案のとおり許可することといたします。 篠田委員は入室してください。

議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、渡川一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。</p> <p>11月28日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、居住用建物の建築をするものです。場所については、具同小学校より東約80メートルに位置する農地で、西側および東側は宅地、南側は道路および河川、北側は農地となっておりますが、所有者からの同意書の提出があります。排水計画について、雨水は表面が砂利敷き部分は自然浸透させ、コンクリート敷き部分は勾配を用いて、南側の道路側溝へ排水します。生活排水については、敷地内に埋設する合併浄化槽を経由させ、南側の道路側溝へ排水します。</p> <p>申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「徳留委員」1番についてお願いします。</p>
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	宅地に転用するものですが、先ほど事務局の説明がありましたとおり、この土地の左右の土地は宅地になっています。道路を挟んで川がある、西側ですね。北側は農地となっています。その農地には今たまねぎが植えられていますけど転用についての同意書をいただいておりますので、日照の影響も少なくて営農の支障もないと判断します。以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	11月30日現地を確認しました。今言われてとおりです。農地法第5条の規定による許可については問題ないと思います。以上です。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。 議案書は5ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は不破字出来島、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月28日、地区担当の岡崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。</p> <p>現地は木や草に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、雑種地での課税となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は西土佐西ヶ方字長田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11月26日に現地へ向かい、地区担当の桑原委員、竹村推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地への進入路および駐車場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。</p>

	<p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。</p> <p>続きまして番号 3。土地の表示は具同字板戸、他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。11 月 28 日、地区担当の徳留委員と現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や草に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 22 年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「岡崎委員」 1 番についてお願いします。</p>
●18 番 岡崎委員 (中村地区担当)	<p>11 月 28 日会長、事務局とともに現地を確認しました。先ほど事務局が説明したとおりですが、現地は清水方面に向かう道路の法面になっており、雑木が茂り竹林の一部があり、以上のことから本市非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 15 年以上経過している雑種地であり復旧は大変困難な土地と判明したので、非農地の証明について適当であると考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	11 月 30 日に現地を確認しました。今言わされたとおり、なかなか農地に復旧するのは困難です。よって非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「桑原委員」 2 番についてお願いします。
●4 番 桑原委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	11 月 26 日竹村推進委員、先ほどの代理人、事務局と現地を確認させていただきました。ご覧のとおりすでに進入路としてアスファルト塗装がされており、もう経過 26 年以上経っているということから判断させていただきまして、今回の申請については問題ないと考えます。以上です。
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員 (西土佐西ヶ方地区ほか担当)	26日に自分の方も同行させていただきました。現地の方は見てのとおり、今委員の方から説明があったとおりできれいに塗装されておりますので、適當だと思われます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」3番についてお願ひします。
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	11月27日まず申請地の状況確認を行いました。板戸の土地は10月には地域計画の変更除外を行った場所です。何年も前から耕作が行われていないようで、雑草や雑木でうっそうとしており、周辺は田畠の耕作がされていますが、この土地だけ小山になっているような状況でした。道間、入六口についても、雑草が背丈ほどあり、この土地もかなり前から耕作されていない土地だと思いました。11月28日事務局職員、会長とともに現地確認を行いました。非農地になった理由、時期については先ほど事務局が説明したとおりですが、申請者の親族である耕作者が死亡のため15年以上耕作されていないとのことです。10年以上耕作放棄されており、雑草雑木が生い茂っているような状態であり、農地への復旧は困難であると判断しました。以上のことから非農地証明については適當であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	11月30日に現地を確認しました。今言われたとおり、周りは耕作されていてここだけちょっと狙ったような感じで、ぜんぜん耕作していないような感じです。現地を確認した限りでもなかなか農地に復旧するのは困難な土地だと考えます。よって非農地証明については適當であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することいたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは第4号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積等促進計画書(案)は7ページになります。説明いたします。</p> <p>番号1～8になります。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。</p> <p>貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より5年間となっています。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「徳留委員」1番～8番についてお願いします。</p>
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	11月28日まで申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は田となっています。土地の所在は8筆あります が、ほぼ四角い土地となっています。稲の刈り取りが終わった状況で、既にトラクターで田おこしされているという状態でした。その後、借受人へ電話での聞き取り調査を行いました。借受人は以前にも集積と促進計画の承認を得て土地を借りている方です。主に水稻を耕作しています。今回使用貸借しようとする農地についてもすべて水稻を耕作するとのことです。周辺の農地もほぼ水稻の耕作がされており、影響はないと思われます。また借受人は耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作すると認められます。以上のことから農用地利用集積等促進計画については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	こここの土地は家の近所でたまに散歩とかでとおるところでです。今言わされたように周りは水稻を栽培しています。特に問題ないと思います。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年12月5日

議長 清水俊志

署名委員 芝順子

署名委員 土居忠栄